

伊豆東部火山群防災協議会規約

平成28年5月26日制定

(目的)

第1条 伊豆東部火山群防災協議会（以下「協議会」という。）は、活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号。以下「法」という。）第4条第1項の規定に基づき、伊豆東部火山群において想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備を行うため、静岡県、伊東市、伊豆市及び熱海市が共同で設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 伊豆東部火山群に係る噴火シナリオ、火山ハザードマップ、噴火警戒レベル、具体的な避難計画等の一連の警戒避難体制の整備に関する事項
- (2) 静岡県防災会議が、法第5条第2項の規定により同条第1項各号に掲げる事項について定める際の、意見聴取に関する事項
- (3) 伊東市防災会議、伊豆市防災会議及び熱海市防災会議が、法第6条第3項の規定により同条第1項各号に掲げる事項について定める際の、意見聴取に関する事項
- (4) 避難勧告・指示、警戒区域の設定等に関する検討及び助言に関する事項
- (5) 前4号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要な事項

(協議会の組織)

第3条 協議会は、別表1の協議会構成員で組織する。

- 2 協議会に会長1人及び副会長2人を置く。
- 3 会長は伊東市長とし、副会長は伊豆市長及び熱海市長とする。
- 4 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは会長の職務を代理する。
- 6 構成員に任期を設けない。ただし、改選の要請があったときは、協議会で審議する。

(コアグループ)

第4条 第2条に規定する所掌事務の内容検討に、深く関与する機関実務者等によるコアグループを設置する。

- 2 コアグループは、別表 2 のコアグループ機関等で組織する。
- 3 コアグループに幹事 1 人及び副幹事 4 人を置く。
- 4 幹事は伊東市危機対策課長とし、副幹事は静岡県危機情報課長、東部地域局危機管理課長、伊豆市防災安全課長及び熱海市危機管理課長とする。

(協議会及びコアグループ会議の開催)

第 5 条 協議会は会長が、コアグループ会議は幹事が、招集し議事を進行する。

- 2 会長及び幹事は、必要に応じて構成員及びコアグループ以外の防災関係者等に、協議会及びコアグループ会議への出席を要請し、オブザーバーとして助言等を求めることができる。

(協議結果の尊重義務)

第 6 条 協議会において協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。

(継承)

第 7 条 協議会は、平成 28 年 5 月 26 日制定規約施行前の伊豆東部火山群防災協議会において協議した結果及び協議中のものをすべて、現行のまま継承するものとする。

(事務局)

第 8 条 協議会及びコアグループ会議の事務処理のため、事務局を置く。

- 2 事務局は伊東市危機対策課に置き、静岡県危機情報課、静岡県東部地域局危機管理課、伊豆市防災安全課及び熱海市危機管理課と共同して運営する。

(委任)

第 9 条 この規約に定めるもののほか、協議会及びコアグループ会議の運営に関し必要な事項は、会長及び幹事が別に定める。

附 則

この規約は制定の日から施行する。

この規約は平成 28 年 12 月 21 日から施行する。

この規約は平成 30 年 6 月 28 日から施行する。

この規約は令和元年 10 月 1 日から施行する。

別表1（第3条関係）

区 分 (法第4条第2項中該 当する号)	協議会構成員	
	所属	職名(氏名)
市長・県知事 (第1号)	伊東市	市長(会長)
	伊豆市	市長(副会長)
	熱海市	市長(副会長)
	静岡県	知事
地方気象台等 (第2号)	気象庁(地震火山部火山課)	火山対策官
	気象庁(地震火山部地震予知情報課)	地殻活動監視技術開発推進官
	静岡地方気象台	台長
地方整備局 (第3号)	中部地方整備局	局長
	沼津河川国道事務所	所長
自衛隊 (第4号)	陸上自衛隊駒門駐屯地 第一戦車大隊	大隊長
	海上自衛隊横須賀地方総監部 防衛部第3幕僚室	室長
警 察 (第5号)	静岡県警察	本部長
消 防 (第6号)	駿東伊豆消防本部	消防長
	熱海市消防本部	消防長
学識経験者 (第7号)	静岡大学	土屋智 名誉教授
	静岡大学	小山真人 教授
	東京大学	森田裕一 教授
	地震防災アドバイザー	川端信正
その他 (第8号)	伊東市	危機管理監
	伊豆市	防災監
	熱海市	危機管理監
	伊東市消防団	団長
	静岡県東部地域局	副局長兼東部危機管理監
	内閣府(防災担当)	政策統括官(防災担当)付参事官 (調査・企画担当)
	環境省 富士箱根伊豆国立公園管理事務所	所長
	下田海上保安部	部長
	伊東観光協会	会長
	伊東商工会議所	会頭
	伊豆半島ジオパーク推進協議会	会長
	伊豆の国市	危機管理課長
東伊豆町	防災課長	

別表2（第4条関係）

コアグループ機関等	
所属（氏名）	
伊東市	危機対策課（幹事）
	建設課
伊豆市	防災安全課（副幹事）
	用地管理課
熱海市	危機管理課（副幹事）
	都市整備課
静岡県	危機情報課（副幹事）
	東部地域局危機管理課（副幹事）
	危機対策課
	砂防課
	土木防災課
	森林保全課
	観光政策課
	熱海土木事務所
東部農林事務所	
気象庁地震火山部	火山課
	地震予知情報課
気象台	静岡地方気象台
	名古屋地方気象台
中部地方整備局	河川部地域河川課
	沼津河川国道事務所
静岡県警察	災害対策課
	伊東警察署
	大仁警察署
	熱海警察署
駿東伊豆消防本部	伊東消防署
熱海市消防本部	消防総務課
静岡大学	土屋智 名誉教授
静岡大学	小山真人 教授
東京大学	森田裕一 教授
地震防災アドバイザー	川端信正
内閣府	内閣府（防災担当）
環境省	沼津管理官事務所
伊豆半島ジオパーク推進協議会	協議会事務局